

申込み・届出について

- 給水の申込み 新しく給水装置を設置し水道を使用される場合は加入申込み手続きが必要です。
南山城村指定給水装置工事事業者に依頼し、申込み手続きをして下さい。
なお、加入分担金、工事検査手数料が必要になります。
- 休止届 長期間水道を使用されない場合は休止の手続きをして下さい。
手続きがないと水道を使用されていなくても基本料金がかかってしまいます。
・水道使用異動届の提出が必要です。
- 再開栓届 休止していた水道を再び使用される場合は再開栓の手続きが必要です。
なお、再開栓手数料が必要になります。
・水道使用異動届の提出および再開栓手数料3,000円(休日・時間外5割増)が必要です。【南山城村簡易水道給水条例第34条第1項第5号による】
- 所有者・使用者
変更届 引越し等で水道の所有者又は使用者が変わる場合は所有者・使用者の変更手続きが必要です。
休止中の水道の名義を変更して使用される場合は再開栓が必要です。
上記再開栓の手続きをご覧ください。
- 口径・用途変更届 給水装置の配管口径の変更や用途の変更をされる場合は、口径・用途の変更手続きが必要です。
なお、変更した場合はメーター使用料、基本料金、超過料金等が変更になります。
- 廃止届 家の解体等で住まなくなり水道が不要になる場合は廃止の手続きが必要です。
廃止されますと、次に水道を使用しようとする場合は新規扱いになり、もう一度加入分担金等が必要になります。
- 料金お支払い方法
の変更 水道使用料の支払い方法を口座振替にされる場合、村の指定金融機関で直接手続きをして下さい。
口座振替依頼書は南山城村役場に備え付けてあるものをご利用いただけます。